

家庭裁判所の 家事調停委員



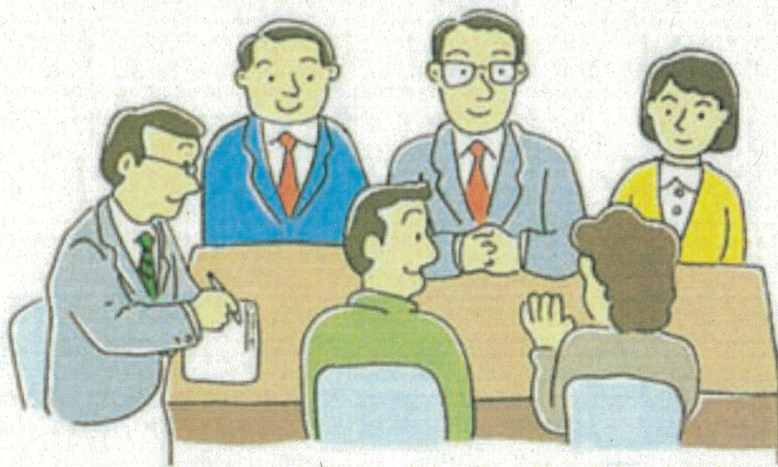
仙台家庭裁判所



家庭裁判所で行われている 家事調停をご存じですか？

家庭裁判所で扱う事件の多くは、夫婦、親子、兄弟姉妹間の争いごとです。このような親族間の争いごとについては、単に法律専門家の判断だけによるのではなく、一般社会における健全な良識に照らしてどのような解決が適切かという観点も必要です。

これらの争いごとの解決には、まず、家事調停手続きを利用することができます。家事調停手続きでは、各事件ごとに裁判官のほかに民間の良識ある人から選ばれた家事調停委員2人以上が関与し、調停委員会を構成して、当事者双方に事情を尋ねたり、意見を聴いたりして、双方が納得の上で問題を解決できるように、助言やあっせんをします。





家事調停委員をご存じですか？

家事調停委員は、社会生活上の豊富な知識経験や専門的な知識を持つ人の中から選ばれます。具体的には、原則として40歳以上70歳未満の人で、弁護士、医師、大学教授、公認会計士、不動産鑑定士、建築士などの専門家のほか、地域社会に密着して幅広く活動してきた人など、社会の各分野から選ばれています。平成30年現在、全国で約1万2000人の家事調停委員が活躍しています。

仙台家庭裁判所でも、現役で本業を持ちながら家事調停委員として活躍されている方のほか、民間企業、団体を退職した後、豊富な経験を活かし、社会貢献の意欲を持って家事調停委員として活躍されている方も多くいます。



○調停と裁判はどう違うのですか？

裁判（訴訟）は、当事者双方が言い分を述べ合い、言い分を裏付ける証拠を出し合った上で、裁判官の判決による解決を図る手続です。一方、調停は、調停委員会が当事者双方の話し合いを進め、合意による円満な解決を目指す手続です。

裁判は特別な事情がある場合を除いて公開の法廷で行われますが、調停は非公開で行われます。

一般に、調停は、手続が簡単で、費用も低額であり、非公開なのでプライバシーも守られるという利点があり、国民に非常に利用しやすい制度となっています。



家事調停委員に求められる資質

調停委員の資格は、「民事調停委員及び家事調停委員規則」で、社会生活の上で豊富な知識経験を有し、人格識見が高いということが定められていますが、合意による円満な解決をあっせんするという職務からは、裁判所の公正中立な立場を理解し、人間関係を調整できる能力が必要なことはいうまでもありません。また、調停関係法規を学ぶ熱意と社会への奉仕精神は必須です。

このようにしてみると、かなりハードルが高いようにも思われるかもしれませんが、裁判所としては、社会経験が豊富で良識があり、社会に奉仕しようという志と意欲のある方にはぜひチャレンジしていただきたいと考えています。



仙台家庭裁判所調停室

○調停委員は、今、話題の裁判員とはどう違うのですか？

家事調停は、昭和24年に家庭裁判所が新設されて以来の歴史を持っていますが、制度の担い手である家事調停委員は、民事調停委員や参与員とともに、国民の司法参加の一形態として、永年、大きな役割を果たしてきました。いわば、現在、注目を集めている裁判員制度の先鞭を果たしてきたともいえます。

裁判員は事件ごとに広く国民全般から抽選で選ばれますが、調停委員は紛争解決に有用な専門知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で人格識見が高い方を任期2年で任命することとなっています。



家事調停委員の勤務日

家庭裁判所では実際の家事調停が毎日何件も行われていますが、家事調停委員は担当を指定された事件の調停期日についてのみ出勤して、執務を行うこととなります。勤務日数は事件の係属状況などにより一定していません。半日だけの勤務ということもあります。なお、調停委員個人の都合にも配慮していますが、多忙であまり実働できないという方については辞退していただくこともあります。



仙台家庭・簡易裁判所 1階 待合ロビー

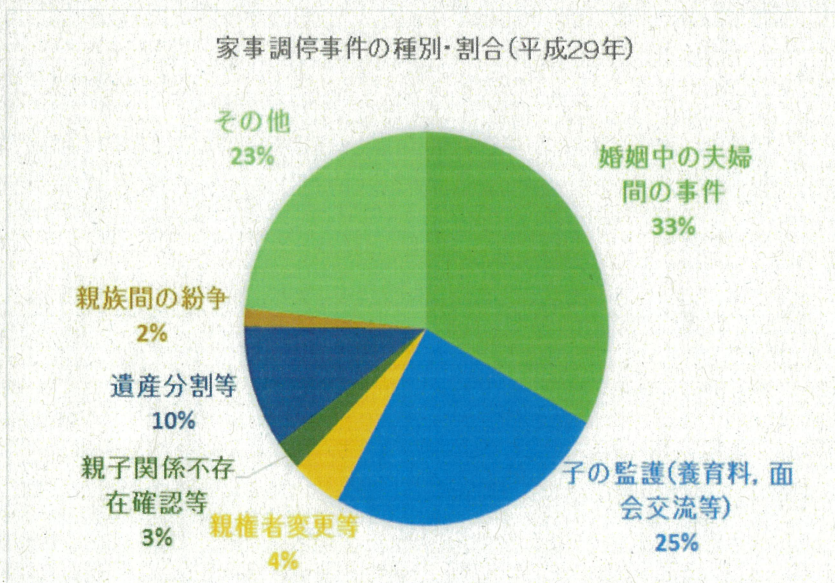


家事調停委員の職務

当事者や関係人からそれぞれの言い分を十分に聴きながら、話し合いを行います。その上で、中立の立場から、双方の利益を公平に考慮し、適切で妥当な解決が得られるよう、合意をあっせんします。話し合いがまとまれば、調停が成立となりますが、その合意が調停調書に記載されると、確定した裁判と同一の効力を持つこととなります。

話し合いがまとまらないと、調停は不成立となり、事件によっては、家事審判手続に移行したり、改めて人事訴訟となったりする場合があります。

家事事件の種類についてみると、婚姻中の夫婦間の事件（離婚の申立てなど）、子の監護に関する処分（養育費請求など）、遺産分割などが多くを占めています。



(全国新受総数 139,274 件)



家事調停委員の処遇

調停委員は、非常勤の裁判所職員であり、実際に担当した調停事件の処理状況を考慮して手当が支給されるとともに必要な旅費や日当が支給されることになっています（家事事件手続法第249条2項）。具体的な内容は仙台家庭裁判所事務局総務課人事第一係にお問い合わせください。



家事調停委員になるには どうしたらよいのですか？

仙台家庭裁判所では公募は行っていませんが、家裁の調停手続の運営に携わり社会的に貢献したいという強い意欲をお持ちの方で、特に家事調停委員への任命を希望する方については、選考手続を行っています。応募書類等は裁判所で用意していますが、常時、選考手続を実施しているわけではありませんので、詳細は仙台家庭裁判所事務局総務課人事第一係にお問い合わせください。



「雨上がり」の像
仙台家庭・簡易裁判所 1階



定禅寺通(けやき並木)

問い合わせ先

仙台家庭裁判所事務局総務課人事第一係

〒980 - 8637 仙台市青葉区片平1丁目6番1号

TEL (022) 745 - 6204

詳しい家庭裁判所の手続や裁判所全般についての情報は
裁判所ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.courts.go.jp/>